

## 事業主の皆様へ

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます  
 ～平成27年4月から、常時雇用する労働者数が100人を超える  
 事業主が対象になります～

## 障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金（「納付金」）の徴収、障害者雇用調整金（「調整金」）、報奨金の支給、各種の助成金の支給を行う制度。

平成20年に改正障害者雇用促進法<sup>(※)</sup>が成立し、障害者雇用納付金制度の対象事業主が段階的に拡大されています。

(※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号))

## 改正の目的

中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、地域の身近な雇用の場である中小企業の障害者雇用の促進を図る必要がある。

## 【障害者雇用納付金制度の適用対象拡大のスケジュール】

スケジュール	平成22年6月まで	現在 平成22年7月から 平成27年3月まで	平成27年4月から
適用対象となる事業主	常時雇用する労働者数が301人以上の事業主	常時雇用する労働者数が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が100人を超える事業主

適用対象  
になると

平成28年4月から、前年度（平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで）の各月の雇用障害者数をもとに、

- 納付金の申告を行っていただきます。
- 法定雇用率(1.8%)を下回る場合は、納付金の納付が必要となります。
- 法定雇用率を上回る場合は、調整金が支給されます。

⇒ 障害者雇用の取組み等、早めの準備をお願いいたします。



## ◆障害者雇用納付金制度の概要

納付金の徴収  
1人当たり月額50,000円(注)

常時雇用する労働者数が**200人**を超える事業主は、

- 納付金の申告が必要  
※法定雇用率を達成している場合も申告が必要です
- 雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回っている場合は、申告とともに納付金の納付が必要

独立行政法人  
高齢・障害・求職者  
雇用支援機構

平成27年4月から  
100人に変わります。

法定雇用障害者数

法定雇用障害者数を  
下回っている事業主

納付金

雇用している身体障害者、知的障害者、  
精神障害者の数

法定雇用障害者数を  
超えている事業主

調整金

調整金の支給  
1人当たり月額27,000円

常時雇用する労働者数が**200人**(※)を超え、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

報奨金の支給  
1人当たり月額21,000円

常時雇用する労働者数が**200人**(※)以下で、雇用障害者数が一定数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

在宅就業障害者特例調整金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した納付金申告対象事業主に対し、支払い総額に応じた額を、申請に基づき支給

在宅就業障害者特例報奨金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した報奨支給金申請対象事業主に対し、支払い総額に応じた額を、申請に基づき支給

各種助成金の支給

障害者を雇い入れたり、雇用を継続するために職場環境の整備等を行う事業主に対し、申請に基づき費用の一部を助成

(※)平成27年4月から「100人」となります。

(注)

- 常時雇用する労働者数が**200人**を超え**300人**以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
  - 常時雇用する労働者数が**100人**を超え**200人**以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 納付金の額が**1人当たり月額「5万円」から「4万円」**に減額されます。

## お問い合わせ先

### ○ 障害者雇用納付金制度の詳細を知りたい

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧ください。
- ・ 千葉高齢・障害者雇用支援センター(電話043-204-2901)にお問合せください。

※ 千葉高齢・障害者雇用支援センターは、千葉障害者職業センターの一部門です。

### ○ 障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい

- ・ 千葉障害者職業センター(電話043-204-2080)にお問合せください。

※ 障害者雇用を検討しておられる事業主や、すでに障害者を雇用しておられる事業主の支援ニーズに応じて、採用計画立案から雇用管理に至るまで体系的な支援を行っています。